

## 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員の 自己啓発休業に関する規程

平成 29 年 4 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院員就業規則（以下「就業規則」という。）第 23 条（育児休業、介護休業、自己啓発休業等）の規定より職員の自己啓発休業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 自己啓発休業とは、大学又は大学院等の課程を履修するための自己啓発に係る 1 日単位又は 1 時間単位の休業をいう。なお、1 時間単位の休業は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間の範囲内とする。

(自己啓発休業の対象者)

第 3 条 自己啓発休業の対象者は、看護師、保健師、助産師、その他法人が特別に認める職員のうち、申請時において職員としての在籍期間が 4 年間以上である就業規則第 2 条第 1 項第 1 号に規定する雇用期間の定めのない職員とする。

(自己啓発休業の期間)

第 4 条 自己啓発休業の期間は、大学又は大学院等の正規の履修期間とする。

(給料)

第 5 条 自己啓発休業の期間の給与は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員の給与の計算及び支給に関する規程による。

(届出)

第 6 条 自己啓発休業を希望する職員は、所定の用紙により法人に届け出るとともに、許可を受けなければならない。

(変更)

第 7 条 自己啓発休業の期間等に変更がある場合は、職員は、所定の用紙により法人に届け出るとともに、許可を受けなければならない。ただし、自己啓発休業の期間の延長は、1 回に限るものとする。

(自己啓発休業の取消事由)

第 8 条 自己啓発休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、自己啓発休業を取り消すものとする。

## 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員の自己啓発休業に関する規程

(1) 自己啓発休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学、若しくはその授業を頻繁に欠席している場合。

(2) 自己啓発休業をしている職員が、その他の事情により大学等課程の履修に支障が生ずる場合。

2 自己啓発休業の取消事由が発生した場合は、職員は、法人に届け出なければならない。

(報告等)

第9条 自己啓発休業をしている職員は、年度末に成績証明書を法人に提出しなければならない。

(職務復帰)

第10条 自己啓発休業の期間が満了したとき又は自己啓発休業の承認が取り消されたときは、その自己啓発休業に関わる職員は、職務に復帰するものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。